

# 奄美市立奄美博物館入館券及びリーフレット有料広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、奄美市有料広告掲載に関する基本要綱(平成19年奄美市告示第67号。以下「基本要綱」という。)に基づき、奄美市立奄美博物館入館券(以下「入館券」という。)及びリーフレット有料広告掲載取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格・掲載料等)

第2条 広告の掲載位置は、入館券及びリーフレットの紙面のうち、市長が指定した位置とする。

広告の規格は、次のとおりとする。

広告箇所	大きさ	広告掲載料金 (消費税含む。)	広告の色等
入館券	縦4.5cm×横12cm	10万円	カラー(4色刷)
リーフレット	縦24cm×横12cm	75万円	カラー(4色刷)

入館券は2枠に、リーフレットは2枠又は3枠に分割することができるものとする。この場合において、広告掲載料金は、その枠に応じ案分するものとする。

入館券及びリーフレットの発行枚数は、次のとおりとする。

広告箇所	種類	発行枚数
入館券	一般	9,000枚
	高校・大学生	2,000枚
	小学・中学生	4,000枚
リーフレット		2万枚

(広告掲載の申込み)

第3条 広告掲載希望者は、有料広告掲載申込書（基本要綱別記第1号様式）に掲載しようとする広告の案を添えて、市長が定める期間内に申し込まなければならない。

（広告掲載の決定）

第4条 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、有料広告掲載決定通知書（基本要綱別記第2号様式）により申込者に通知しなければならない。

（広告掲載料の納入）

第5条 前条の規定による広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、市長が指定する期日までに、広告掲載料を納入するものとする。

2 広告主は、広告掲載料の納入に代わり、市長の指定する入館券及びリーフレットを印刷し納入することもできる。

（広告の掲載期間）

第6条 広告の掲載期間は、入館券及びリーフレットを発行した日から使用の終了する日までとする。

2 広告掲載後、広告掲載期間中において、広告主が消滅した場合、市税を滞納した場合等についても、当該期間中の広告掲載を継続するものとする。ただし、広告主の申出により、広告内容の変更や広告掲載の取消しを行う場合は、広告主がこれに要する費用を負担するものとする。

（広告原稿の提出）

第7条 広告主は、市長の指定する期日までに広告原稿を提出するものとする。

2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

（その他）

第8条 この要領に定めるもののほか、広告の掲載に関して必要な事

項は，市長が別に定める。

附 則

この要領は，平成 19 年 10 月 1 日から施行する。